

# 第4期古賀市障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

(案)

平成27年3月

古賀市

## 目次

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1、計画の位置づけ          | 1 |
| 2、古賀市の障がい者の状況      | 2 |
| 3、障害福祉サービス量の目標と見込み | 3 |
| 4、数値目標の設定          | 5 |
| 5、取組みの体制           | 8 |

## 1、計画の位置づけ

### ●古賀市障害福祉計画とは

古賀市の障がい者施策にかかる基本的方針を定めた『古賀市障害者基本計画』（障がい者福祉プラン・こが）の方針を踏まえ、具体的な障害福祉サービスの量を見込み、その提供体制についての計画をしたものが『古賀市障害福祉計画』です。

### ●『古賀市障害者基本計画』と『古賀市障害福祉計画』の関係

#### 古賀市障害者基本計画

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく計画
- ・ 計画の内容：基本理念、基本方針、施策の方向性、重点施策  
※他分野にわたる計画として古賀市総合振興計画と整合を図った計画

#### 古賀市障害福祉計画

- ・ 障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画
- ・ 計画の内容：障害福祉サービスの具体的目標  
※ 福祉サービスの必要量の見込み  
※ サービス確保の方策等に関する計画

### ●計画期間

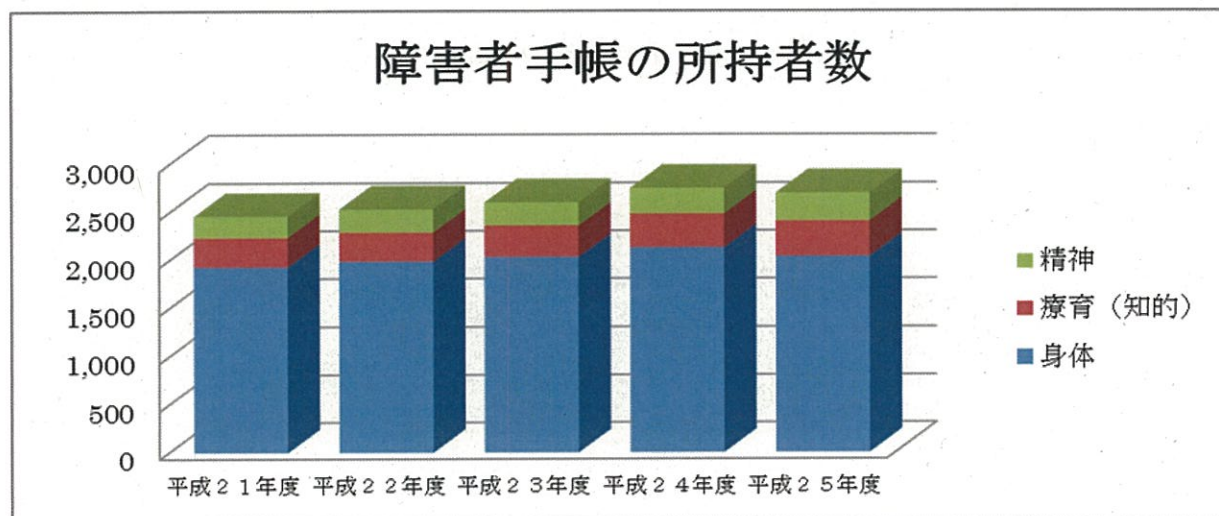
|          | 24                      | 25 | 26 | 27                       | 28 | 29 | 30                      | 31 | 32 |
|----------|-------------------------|----|----|--------------------------|----|----|-------------------------|----|----|
| 障害者基本法   | 第2期古賀市障害者基本計画           |    |    | 第3期古賀市障害者基本計画<br>H27～H32 |    |    |                         |    |    |
|          |                         |    |    |                          |    |    |                         |    |    |
| 障害者総合支援法 | 第3期古賀市障害福祉計画<br>H24～H26 |    |    | 第4期古賀市障害福祉計画<br>H27～H29  |    |    | 第5期古賀市障害福祉計画<br>H30～H32 |    |    |
|          |                         |    |    |                          |    |    |                         |    |    |

※障害の「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権を尊重する意味から、可能な限り「障がい」と表記することとしています。ただし、法令や法令上の規定、固有名詞などは漢字表記しています。



## 2、古賀市の障がい者の状況

### ●障がい者数の推移



障害者手帳所持者数は、療育手帳（知的）と精神保健福祉手帳においては、平成22年度から毎年それぞれ5%程度の増加傾向にあるものの、身体障害者手帳については、横ばいの推移となっています。

### 年齢構成別の推移

（身体障害者手帳）

| 区 分    | 平成22年度* | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|
| 0～17歳  | 47      | 48     | 46     | 37     |
| 18～64歳 | 670     | 651    | 654    | 609    |
| 65歳以上  | 1,273   | 1,337  | 1,434  | 1,396  |
| 合 計    | 1,990   | 2,036  | 2,134  | 2,042  |

（療育手帳）

| 区 分    | 平成22年度* | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|
| 0～17歳  | 78      | 81     | 90     | 100    |
| 18～64歳 | 211     | 236    | 246    | 252    |
| 65歳以上  | 15      | 11     | 18     | 18     |
| 合 計    | 304     | 328    | 354    | 370    |

（精神保健福祉手帳）

| 区 分    | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～19歳  | 10     | 8      | 7      | 8      |
| 20～69歳 | 213    | 221    | 238    | 261    |
| 70歳以上  | 20     | 22     | 20     | 21     |
| 合 計    | 243    | 251    | 265    | 290    |

\*区分は、平成23年度システム導入のため、平成22年度は、0～19歳、20～69歳、70歳以上となっています。

### 3、障害福祉サービス量の目標と見込み

平成 24 年度から平成 26 年度までの実績を踏まえ、平成 29 年度までの障害福祉サービスの見込み量を設定します。

#### ・障害福祉サービス事業の見込み量

| サービス名      | 単 位        | 平成 26 年度<br>(実績見込み) | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|------------|---------------------|----------|----------|----------|
| 居宅介護等      | 時間分        | 571                 | 605      | 733      | 960      |
|            | (利用者数:人)   | 51                  | 53       | 55       | 57       |
|            | 居宅介護       | 535                 | 560      | 590      | 620      |
|            | 重度訪問介護     | 0                   | 0        | 100      | 200      |
|            | 同行援護       | 36                  | 40       | 45       | 50       |
|            | 行動援護       | 0                   | 5        | 8        | 10       |
|            | 重度障害者等包括支援 | 0                   | 0        | 0        | 100      |
| 生活介護       | 人日分        | 1,812               | 1,850    | 1,900    | 2,000    |
|            | (利用者数:人)   | 99                  | 100      | 105      | 110      |
| 自立訓練(機能訓練) | 人日分        | 60                  | 70       | 75       | 80       |
|            | (利用者数:人)   | 4                   | 5        | 5        | 6        |
| 自立訓練(生活訓練) | 人日分        | 280                 | 300      | 320      | 350      |
|            | (利用者数:人)   | 11                  | 12       | 13       | 14       |
| 就労移行支援     | 人日分        | 464                 | 500      | 550      | 600      |
|            | (利用者数:人)   | 13                  | 20       | 30       | 40       |
| 就労継続支援(A型) | 人日分        | 427                 | 500      | 550      | 600      |
|            | (利用者数:人)   | 13                  | 20       | 25       | 30       |
| 就労継続支援(B型) | 人日分        | 1,614               | 1,700    | 1,800    | 1,900    |
|            | (利用者数:人)   | 44                  | 60       | 70       | 75       |
| 療養介護       | 人          | 13                  | 13       | 13       | 14       |
| 短期入所       | 人日分        | 97                  | 100      | 105      | 110      |
|            | (利用者数:人)   | 24                  | 25       | 26       | 27       |
| 共同生活援助     | 人          | 27                  | 30       | 32       | 35       |
| 施設入所支援     | 人          | 61                  | 60       | 59       | 58       |
| 相談支援       | 人          | 14                  | 36       | 38       | 39       |
|            | 計画相談支援     | 14                  | 33       | 35       | 36       |
|            | 地域移行支援     | 0                   | 2        | 2        | 2        |
|            | 地域定着支援     | 0                   | 1        | 1        | 1        |

「時間分」…月間のサービス提供時間

「人日分」…「月間の利用人員(実人員)」×「一人一月当たりの平均利用日数」

「人分」…月間の利用人員(実人員)



・地域生活支援事業の見込み量

| サービス名      | 単 位      | 平成26年度<br>(実績見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|----------|-------------------|--------|--------|--------|
| 相談支援       | 件        | 5,700             | 5,750  | 5,800  | 5,850  |
| 意思疎通支援     | (利用者数:人) | 2                 | 4      | 6      | 8      |
| 日常生活用具給付   | 件        | 1,038             | 1,100  | 1,150  | 1,200  |
| 移動支援       | 実施箇所数    | 19                | 20     | 21     | 21     |
|            | (利用者数:人) | 34                | 38     | 39     | 40     |
| 地域活動支援センター | 実施箇所数    | 3                 | 3      | 3      | 3      |
|            | (利用者数:人) | 9                 | 10     | 11     | 12     |
| 日中一時支援     | 実施箇所数    | 20                | 20     | 20     | 21     |
|            | (利用者数:人) | 50                | 53     | 54     | 55     |

・障害児通所支援事業の見込み量

| サービス名      | 単 位      | 平成26年度<br>(実績見込み) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|----------|-------------------|--------|--------|--------|
| 児童発達支援     | 人日分      | 144               | 165    | 180    | 200    |
|            | (利用者数:人) | 29                | 33     | 35     | 40     |
| 医療型児童発達支援  | 人日分      | 0                 | 20     | 50     | 100    |
|            | (利用者数:人) | 0                 | 1      | 3      | 5      |
| 放課後等デイサービス | 人日分      | 376               | 400    | 430    | 450    |
|            | (利用者数:人) | 44                | 47     | 50     | 53     |
| 保育所等訪問支援   | 人日分      | 2                 | 3      | 4      | 5      |
|            | (利用者数:人) | 2                 | 2      | 2      | 2      |

#### 4、数値目標の設定

国の基本指針に定められた数値目標について、古賀市の考え方を示します。

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

###### 【国の基本指針】

- ① 平成 29 年度末までに平成 25 年度末の施設入所者数（A）のうち 12%以上を地域移行すること。
- ② 平成 29 年度末までに平成 25 年度末の施設入所者数（A）のうち約 4%以上削減すること。

###### 【古賀市の考え方】

施設入所支援サービスの利用者については、障がい者本人、その家族の意向を考慮しながら、国の基本指針に従い、グループホームなどへの移行を進めていきます。

| 項 目                           | 数 値  | 備 考              |
|-------------------------------|------|------------------|
| 施設入所者数（A）                     | 60 人 | 平成 25 年度末の施設入所者数 |
| 【目標値】平成 29 年度末の<br>地域生活移行者数   | 7 人  | （A）の 12%         |
| 【目標値】平成 29 年度末の<br>施設入所者数削減見込 | 2 人  | （A）の 4%          |

##### 2. 福祉施設から一般就労への移行

###### 【国の基本指針】

平成 29 年度末までに平成 24 年度の一般就労への移行実績（B）の 2 倍以上とすること。

###### 【古賀市の考え方】

障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会を開催することにより、国の基本指針に従い、一般就労への移行を進めていきます。

| 項 目                          | 数 値  | 備 考                            |
|------------------------------|------|--------------------------------|
| 平成 24 年度の一般就労への移行実績<br>者数（B） | 5 人  | 平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】平成 29 年度末の<br>一般就労移行者数  | 10 人 | （B）の 2 倍                       |



### 3. 地域生活支援拠点等の整備

障がい者が地域で安心して暮らすために、施設入所や長期入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などのサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援の拠点づくりの整備が必要になります。

#### 【国の基本指針】

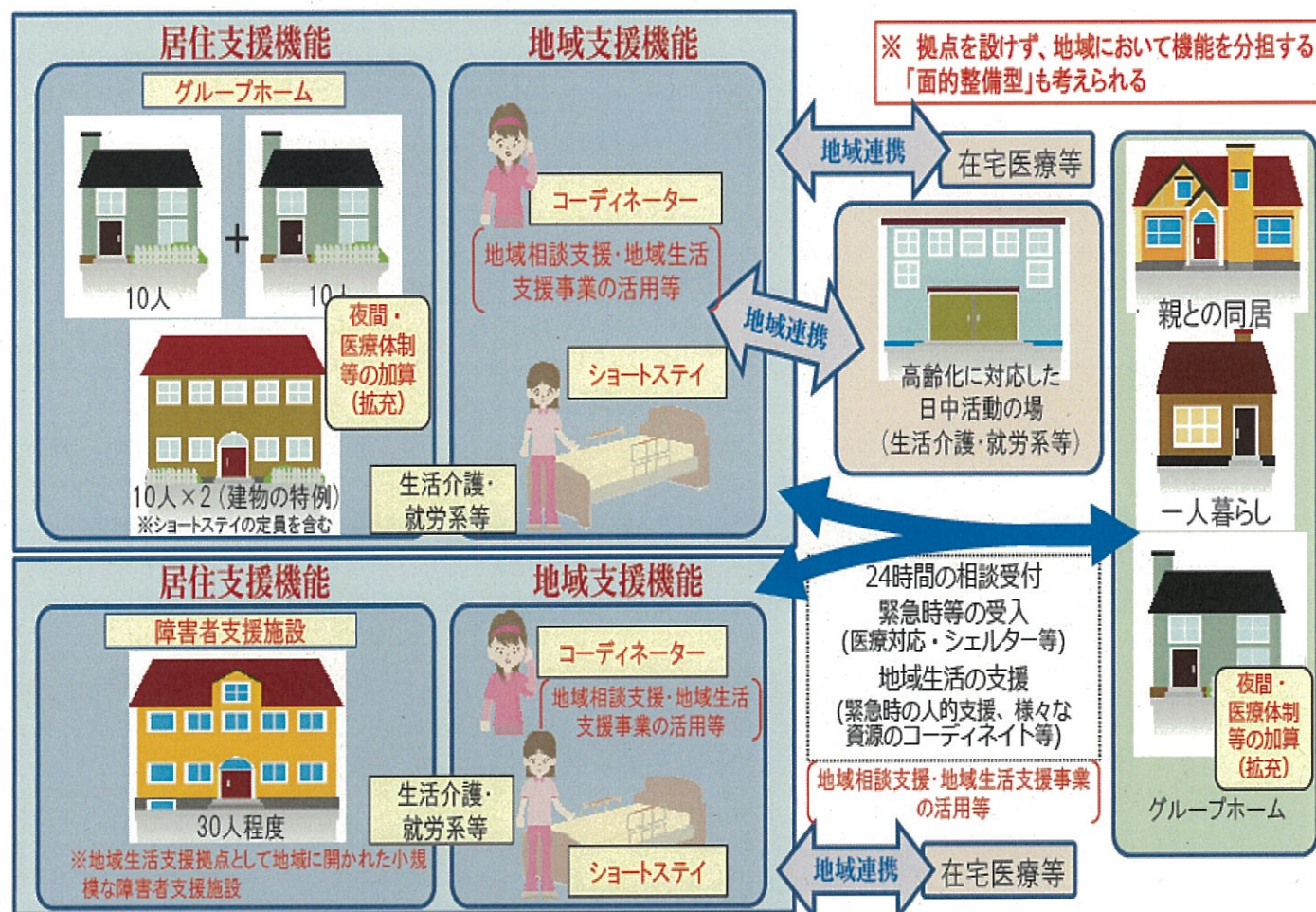
平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備すること。

#### 【古賀市の考え方】

県と連携しながら、平成 29 年度末までに圏域に 1 つを整備することをめざすため協議を行います。

### 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進





※障害福祉サービスの概要（参考）

| サービス名                  | サービス内容                                                               |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護                   | 自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。                                                |
| 重度訪問介護                 | 常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。                         |
| 同行援護                   | 視覚障害によって移動に困難がある人の外出支援を行います。                                         |
| 行動援護                   | 知的障害や精神障害により常に介護が必要な人が行動する際危険回避のため必要な支援を行います。                        |
| 重度障害者等包括支援             | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。                               |
| 生活介護                   | 常に介護を必要とする人に、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。         |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)    | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。               |
| 就労移行支援                 | 一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行います。 |
| 就労継続支援(A型・B型)          | 一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。                 |
| 療養介護                   | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。              |
| 短期入所                   | 短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。                                      |
| 共同生活援助                 | 共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や相談、日常生活上の援助を行います。                           |
| 施設入所支援                 | 施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。                                         |
| 計画相談支援                 | 障害福祉サービスを利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。 |
| 地域移行支援                 | 施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域で生活できるよう相談等の支援を行うサービスです。           |
| 地域定着支援                 | 入所施設や精神科病院から退所、退院し地域で生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行います。          |
| 相談支援事業                 | 障がい児(者)及び家族等に相談に応じ、情報提供、福祉サービスの利用相談支援等を行います。                         |
| 意思疎通支援事業               | 聴覚等の障がいのため意思疎通を図るに支障がある人に手話通訳者、要約記者の派遣を行います。                         |
| 日常生活用具給付事業             | 在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付します。                                            |
| 移動支援事業                 | 外出に困難がある障がい者及び障がい児について外出のための支援を行います。                                 |
| 地域活動支援センター事業           | 創作的な活動や生産活動、社会交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。                               |
| 日中一時支援事業               | 障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います。                                     |
| 児童発達支援事業<br>放課後等デイサービス | 障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休みの長期休暇の居場所づくりを行います。               |
| 医療型児童発達支援事業            | 上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。                             |
| 保育所等訪問支援事業             | 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。                                   |



## 5、取組みの体制

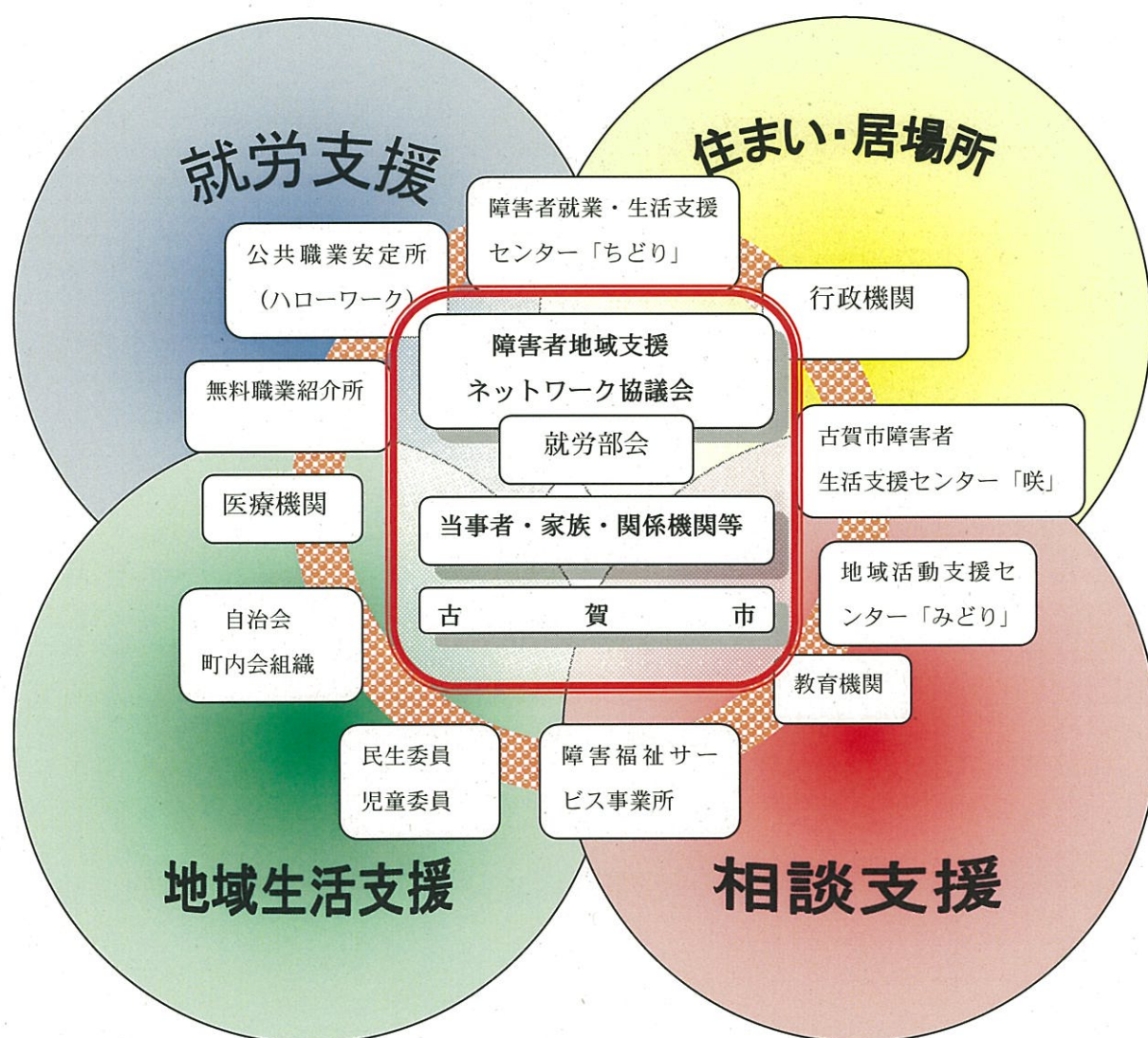
古賀市では、「第3期古賀市障害者基本計画」の基本方針に沿って障がい者施策を推進していきます。

障がい者施策を円滑に推進するため、障害者地域支援ネットワーク協議会（自立支援協議会）を設置し、困難事例への対応方法などの協議、障害福祉サービス事業所等の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議等を行っています。

特に、障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会を開催することにより、障害者雇用を積極的に推進していきます。

また、障害福祉サービスの見込量を確保していくために、障害福祉サービス事業所等の関係機関と十分に連携し、必要に応じ情報提供や協議を行い、サービスの質の向上に努めていきます。

障害者地域支援ネットワーク協議会を中心に関係機関等との連携を一層強化していくことで、障がいがあっても、地域で生きがいを持って暮らせるよう、安全で安心して生活できる環境を築いていきます。





## 第4期古賀市障害福祉計画

平成27年3月

編集・発行／古賀市（保健福祉部福祉課）

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地

TEL 092-942-1150

FAX 092-942-1154